

埼玉県報

第 573 号 令和 6 年(2024 年) 12 月 6 日 金曜日

目 次

規則

○ 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(水環境課)

告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 栗崎向田土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 金杉土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 古見領土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 県営土地改良事業池上地区(区画整理事業)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの 縦覧(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 河川管理施設と道路との兼用工作物管理協定(一級河川荒川水系新河岸川)(河川環境課)
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託(大宮公園事務所)
- 埼玉県警察テレワークシステム改修業務委託に関する落札者等の公示(会計課)
- 埼玉県警察高度分析システムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

雑報

○ 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示(病害虫防除所)

正誤

○ 埼玉県教育委員会規則第6号中訂正(県立学校人事課)

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則 (平成十三年埼玉県規則第百号) \mathcal{O} 部を次 0

ように改正する。

第二十八条第十一 号 中 「大腸菌 群数」 を | 大腸 菌数」に 改 める。

別表第九第二号の表十三の項中 「大腸菌群数」 を 「大腸菌数」に、 立方セン

チメ トルにつき個」を「一ミリリットルにつきコ ロニー 形成単位」 に、 [II], O

○○」を「八○○」に改める。

附則

」の規則は、令和七年四月一日から施行する。

埼玉県告示第千二百九十三号

次 の特定非営利活動法人を認定したので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十五条第一項の規定により、 同法第四十九条第二項の規定により公示

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

特定非営利活動法人熱いぞ熊谷からの野球教室

一代表者の氏名

長濱 茂雄

三 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市小島二丁目七番十号

四 当該認定の有効期間

令和六年十二月六日から令和十一年十二月五日まで

埼玉県告示第千二百九十四号

法第二十条第二項の規定により、 い で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

示

埼玉県告示第千二百九十五号

栗 崎向田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定に て、 次のとおり届出 があった。 氏名及び 住所に より、

令和六年十二月六日

0

埼玉県知 大 野 元

裕

司 同 監事 同 同 同 佐久間 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> <u>\f\</u> 深 Ш 石 本 重 之 介 彦 明 惠 同 同 同 同 同 同 埼玉県本庄市栗崎 住 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 北堀千七百三十二番地 栗崎千二百九十二番地 今井四百十番地 同 同 六 七 五十四番地 十二番 十四番地一 十三番 +十六番地二 七番地一 九番地二 地 地 地

理 事 名 勝 名 埼玉県本庄市 所 栗崎

退任

同 同 倉 本 博 優 光 同 同 同 同 同 同 七十二番 十九 十三番 番地二 地 地

立 石 茂 則 同 同 同 十四番地一

同 同 同 佐 Щ 人 間 雅 和 同 同 同 同 同 同 -七番 六 番 地二 地

事 同 同 同 千二百九十二番地 十番 地

五. -四番地

埼玉県告示第千二百九十六号

金杉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 次 のとおり届出があ った。 第十八条第十 た者 \mathcal{O} 氏 七 名及 項 の規定に び住所 ょ に り 2 V

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

理事 退任 同 同同 同 理事 監 同 同 同 同 同 同 同 同 事 名 任 滑 齌 此 田 小 石 小 田 Щ 髙 遠 石 松 滑 氏 氏 藤 島 中 﨑 藤 Ш 島 中 島 Ш 保之助 英 久 英 名 夫 美 夫 浩 曻 茂 俊 浩 茂 _ 埼玉 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 埼玉県北葛飾 同 住 県北葛飾 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 郡 郡 松伏 松 同 同 口 同 同 同 同 同 司 同 同 同 同 伏 所 町 町 所 大字 同 同 大 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 字 地三 地三 三 魚 地 同 同 三 同 魚 金 大川戸三千九百 同 同 同 金杉千五百五 上赤岩八百十八 金杉千百二十三番地二 大川戸三千九百八 同 杉千七 沼十四番 沼四百五十 千七 千 五 千五百七十六番 四百五十 千五百七十六番 三千 番 百 百六 百六十五 地 五 地 九百七十 十五 十五 +_ 番地 番地 八 番 五. +番 番 +番 地 地 地 八 地 地 地 八 地 八 番

同

柴

田

善

同同

同同

同

金杉二千二百

兀

八

地

事

田

中

清

同

進

通

光之助

同

吉

川市大字下内

Ш

千六百八十八番地

同同

魚

沼千六百.

七番

地一

埼玉県告示第千二百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 次

の土地改良区の定款の変更を令和六年十二月二日認可した。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町

埼玉県告示第千二百九十八号

公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 日 り県営土地改良事業池上地区(区画整理事業)の換地計画を令和六年十一月二十九土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定によ に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一縦覧期間

令和六年十二月十三日から

令和七年一月二十日まで

縦覧場所

熊谷市妻沼行政センター

行田市役所

埼玉県告示第千二百九十九号

認めたので、告示する。 八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一許可番号

第二〇二三—二八—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市児玉町秋山字中道二千百六十六番六外四十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 八百六十八・八三立方メートル

浸透効果量 〇・〇九二九立方メートル毎秒

埼玉県告示第千三百号

項 理施設と道路との兼用工作物の の規定により、 河 川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 次 のとお り公示 管理の方法に ·する。 第十七 9 7) て 条第一 協議 が 項 成 \mathcal{O} <u>\f</u> L 規定により た \mathcal{O} で、 同 条第二 河 Ш 管

所に備え置い な お、 その関係図書は、 て縦覧に供する。 埼玉県県土整備 部 河 Ш 環境 課 及 び 埼 玉 県 朝 霞 県 土 事

令和六年十二月六日

務

玉県知 大 元

河 Ш \mathcal{O} 名

級河 川荒 Ш 水 系新 河岸 JII

河 管理施 設 \mathcal{O} 名 称 又 は 種

河岸 广川管理用 通路

三 河川 管 理施設 \mathcal{O} 位置

霞市 田島二丁目百 八 番一地 先 か 6 同 市 田島二丁 目 千五百六十 八番二地先まで

兀 管理を行う者 \mathcal{O} 名称 及 び住所 並 び に 代 【表者の 氏

名称 道路管理者 朝霞市

住所 朝霞市本 町 丁目一 番 __ 묽

代表者の氏 名 富岡 勝則

五. 管理の 内 容

1 路 道路 \mathcal{O} \mathcal{O} 専ら道 附 属物 専用 に係 路 施 \mathcal{O} 設 管理 るも **(**路 上 \mathcal{O} 面 に限る。 必要な施設 **(**路 揺盤ま $\overline{}$ で 又はエ \mathcal{O} 改築、 部分を含 作 維持 物 む。 を 又は V . う。 修 繕 以 路 下 肩 同 U. 道 路 \smile \mathcal{O} 附属物 \mathcal{O} 新設 そ **(道** \mathcal{O}

口 路肩 に接 する法面 で、 当該 路 肩 カュ 5 法 長 _ メ ル ま で \mathcal{O} 範 进 内 あ る ŧ

に 0 V て \mathcal{O} 維持

ハ 則 とし て道 路 専 用 施 設 に 係 る 災 害 復 旧

六 \mathcal{O} 期間

令 和 六 年十二月六 日 カュ ら道 路 \mathcal{O} 供 用 を廃 止する 日

埼玉県告示第千三百一号

より、次のとおり公金事務を委託したので、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に 令和六年十二月六日 同条第二項の規定により告示する。

埼玉県知事 大 野 元 裕

委託した公金事務、 指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

		使用料の収納事務	大宮公園駐車場の	公 金 事 務
目2番5号	東京都千代田区霞が関三丁	会社	三井不動産リアルティ株式	住所又は事務所の所在地指定公金事務取扱者の名称、
	日まで	ら令和九年	令和六年十一月一日	委託
		九年十月三十	月一日	期
			か	間

一 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十月三十日

三 委託をした日

令和六年十月三十日

埼玉県告示第千三百二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県警察テレワークシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和6年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額 42,442,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年8月16日

埼玉県告示第千三百三号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県警察高度分析システムサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 164,504,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和6年8月30日

埼玉県選管告示第六十七号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和六年十二月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

病院	種別				
みずほ台病院 橋会	施設の開設主体及び名称				
九番五号 おまり	所在地				

雑 報

七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

令和六年十二月六日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘

信

令和6年10月分

特殊配件 若しくは	生産業者、輸入業者		検 査 の 結 果										
	若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	T N (%)	T P (%)	TK (%)	TCaO (%)			C/N	水分 (%)	その他の検査	備	考
堆肥	川越市	肥え土	0.5	0. 1	0.3	0.8			36	67. 2			
	(有)エー・アイ	牛ふん堆肥なの華	1. 1	1. 6	2. 1	1.3			22	47.7			
		馬ふん堆肥エクセレント	0. 7	0. 4	1. 4	0. 5			38	41.0			

備考:1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TNー窒素全量、TPーりん酸全量、TKー加里全量、TCuー銅全量、TZnー亜鉛全量、TCaOー石灰全量、C/Nー炭素窒素比、水分一水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

誤

埼玉県教育委員会規則第六号(令和六年十一月二十九日第五百七十一号)中訂正

六 ページ

誤

様式第4 (第1条関係)

正

様式第4号 (第1条関係)

七 ページ

前 か ら 一

改める 誤

改 め る。

八 ページ

誤

様式第6 (第8条関係)

正

様式第6号 (第8条関係)